

## 第5章 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針

重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針は、バリアフリー法第25条で明示すべき事項として定められており、関連計画や公共交通機関の利用状況などを踏まえ、どのような方針で整備していくのか基本的な考え方を示すものです。

重点整備地区として選定した弥富駅周辺地区は、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業などの整備が予定され、今後多くの高齢者や障がいのある方、子ども連れの方等の利用が想定されます。市の玄関口にふさわしいバリアフリーな移動経路を確保し、安全で快適な移動環境の形成を図るため、以下の基本理念を定めます。

### 重点整備地区「弥富駅周辺地区」の移動等円滑化の基本理念

## 全ての人にやさしい弥富市の玄関口

この基本理念に基づき、以下のとおり基本方針を定めます。

### 基本方針1 利便性の高い交通結節点の形成

JR・名鉄弥富駅の自由通路及び橋上駅舎の整備を行い、南北の連絡の確保及びバリアフリー化を推進します。

また、自由通路整備に合わせ、弥富駅北口駅前広場を整備し、交通結節点としての機能向上を図ります。

(出典：第2次弥富市総合計画、弥富市都市計画マスタープラン、弥富市総合交通戦略)

### 基本方針2 安全快適な移動経路の整備

駅周辺のアクセスについて、公共交通、歩行者、自転車等多様な交通手段に対応し、駅構内、駅前広場等施設のバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点から、すべての人が円滑に移動できる利用しやすい交通環境の形成に努めます。

(出典：第2次弥富市総合計画、弥富市都市計画マスタープラン、弥富市総合交通戦略)

### 基本方針3 心のバリアフリー化の推進

障がいのある方を含む全ての人々が生涯いきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、「ノーマライゼーション」の理念の普及、障がいのある方への理解の促進を進めます。

また障がいのある方とともに生きられるよう、「心の壁」をなくし、子どもの頃からの交流やふれあいを通し、お互いを認め合い、障がいや障がいのある方への正しい理解を深められるような機会を作り、心のバリアフリー化を推進します

(出典：弥富市障がい者計画・第6期弥富市障がい福祉計画・第2期弥富市障がい児福祉計画)